

# 化学

OCTOBER  
2018  
Vol.73

10

解説 • Research article

## インスリンの簡便な 化学合成法の開発

インタビュー • Interview

新・化学を創ってゆく人びと  
井上将行教授に聞く

紹介 • Topics

優れた放熱性能をもつ  
新しいゴム材料



## 特許制度の本質を知ろう



中務茂樹

**早**いもので、筆者が特許の仕事をするようになって24年目になる。大学での有機金属化学の研究が3年間、企業での高分子化学の研究開発が8年間だったから、化学屋だった時間の倍以上を特許屋として生きてきたことになる。化学が好きだから化学（バイオを含む）の仕事しか受任しない、という少々わがままな特許事務所を地方都市で営んでいて、今でも「生涯一ケミスト」の心意気で仕事をしている。また、根が俗な人間なので、商売を支える特許の仕事も好きで「生涯一弁理士」の心意気もち合わせている。レベルはともかく流行りの言葉でいえば、「二刀流」ということになろうか。さて研究者、とくに大学などでアカデミックな仕事をしている研究者のなかには、「特許なんて…」と快からず思う人が少なからずいるようだ。特許公報に対して、「技術レベルが低い」、「やってもいないことを書いている」、「理論的に誤っている」、「わざとわかりにくく書いている」、「同じことを繰り返して不必要に長く書いている」など、学術論文と比べたその価値の低さを指摘して、「だから私は特許などには積極的にかかわらないのだ」といったような具合である。これらの指摘はある意味正しい。けれども、特許公報の記載がそうになってしまうことにはちゃんとした理由があり、特許制度をよく理解している者であれば納得できる記載なのである。

このことは、一般社会での化学の位置づけに似ていると思う。筆者を含め化学を専門とする者は、複雑な化学構造式を眺めて楽しく議論できるが、一般の多くの人には「亀の甲を見るだけでイヤ！」となる。結局のところ、「理解できないものは好きでない」という単純な話ではないだろうか。

近代的な特許制度は、1624年にイギリスで制定された「専売条例」が最初であるとされており、日本でも明治18(1885)年に「専売特許条例」が制定された。日本で133年ものあい

だ連綿と続き、世界のほとんどすべての国で導入されている特許制度が無駄なものであるはずがない。

多くの人は、特許を取得することによって独占実施して利益を得ること、すなわち私人の利益を図ることが特許制度の本質であると思っているようだが、それは制度の一面にすぎない。新しい製品を発明した者は、そのつくり方を門外不出として販売利益を永続的に得ようとするであろうが、それでは社会全体としての技術革新の速度は落ちる。そこで、「独占実施期間を与える代わりにつくり方を社会に公開せよ」というのが特許制度のしくみである。そのためすべての特許出願は、一定期間(18か月)経過後にその内容が公開されることになっているのである。このように最先端技術をすみやかに社会の公共物にすることが特許制度のもう一つの使命であり、産業政策上、最も重要なところである。特許法第一条に、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」と法目的が記されているとおり、特許制度の本質は産業を発達させることにある。技術革新速度のアクセル装置である特許制度を、明治維新から20年も経たないうちに導入した高橋是清(1854-1936)の慧眼というべきであろう。

研究成果を論文発表して科学技術の進歩に貢献するのも、それを特許出願して産業の発達に寄与するのも、究極の目的は大きく異なるものではない。事業活動を加速するという点では論文発表よりも特許出願のほうが有効だから、これをうまく活用することで、より効果的に社会に貢献することができるのではないだろうか。

現在、私たちがスマートフォンで撮った写真をSNSにアップして、古い友人とつながることができるという便利さを享受できていることは、特許制度と無縁ではない。特許制度のアクセルがなければ、懐かしい黒電話のダイヤルの穴に指を入れて回す日々が、今でも続いていたのかもしれない。

なかつかさ・しげき ● 特許業務法人せとうち国際特許事務所代表社員弁理士、岡山大学非常勤講師。1961年岡山県生まれ。1987年京都大学大学院工学研究科修士課程修了。(株)クラレ、森特許事務所を経て、2008年せとうち国際特許事務所を設立。＜趣味＞家庭菜園、犬の相手。